

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が文書の不存在を理由として行った公文書非公開決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

異議申立人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成26年5月4日付けで、実施機関に対し、『平成23年12月8日に〇〇〇〇弁護士に支出した「弁護士報酬（立替金）」の399,380円について、所得税の源泉徴収に関する文書』についての公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対し、不存在を理由として公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年5月16日付け法第31号により、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として平成26年5月25日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、非公開とされた公文書の検索及びその公開を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び非公開決定理由説明書に対する意見書において主張する異議申立ての理由等は、おおむね次のとおりである。

- (1) 弁護士報酬を支出する場合には、所得税法の規定により源泉徴収をする義務があり、所得税の源泉徴収に関する文書が存在しないとは考えられない。
- (2) 別件の公文書非公開決定に係る異議申立てに対する決定書において「上告費用の立替金については、訴訟遂行に通常要する程度の旅費及び訴訟費用が含まれる着手金の一部として支払われるのと同様に、報酬として支払っており、精算する必要もなく、別途文書を作成することもない」とされており、立替金が弁護士報酬であることは明らかである。
- (3) 訴訟費用（貼付印紙代及び予納郵券代）の立替金として支出されたものであるならば、弁護士が購入した収入印紙及び郵便切手の所有権は県に帰属する。

収入印紙については、上告受理申立てがなされているので、全部使用されたと思われるが、予納郵券代である郵便切手の残額分は上告受理申立人に返還されることから、本来の所有者である県に引き渡されるべきものである。

第4 実施機関の主張

実施機関が、非公開決定理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件請求対象文書の不存在について

本件の399,380円の内訳は、懲戒免職処分取消等請求控訴事件（平成23年（行コ）第28号）について、判決を不服として、最高裁判所に上告受理申立てを行った際の訴訟費用（貼付印紙代及び予納郵券代）である。

弁護士は、県が上告受理申立てをするのに必要な訴訟費用を立て替えたものであり、県に提出された請求書の内訳としても実費・立替金となっている。

県はこの請求書に基づき、弁護士に対し上告受理申立てに要する訴訟費用の立替金を支払ったものである。

そして、訴訟費用の立替金を支払うのに源泉徴収は必要ないため、これを行っておらず、「所得税の源泉徴収に関する文書」は存在しない。

2 本件処分の理由について

上記1のとおり、実施機関は源泉徴収を行っていないので、源泉徴収に関する文書を作成又は取得していないことから、文書不存在として、本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件請求対象文書の存否について

異議申立人は、本件請求対象文書として、弁護士報酬（立替金）に係る所得税の源泉徴収に関する文書を明示した上で、当該文書が存在する旨を主張し、その検索及び公開することを求めているのに対し、実施機関は、当該文書は存在していないと主張している。

当審査会が、実施機関の主張に係る「弁護士からの請求書」を見分したところ、事件の表記は「懲戒免職処分取消等請求上告受理申立事件」、その内訳は「実費・立替金」と記載されており、上告受理申立てを行った際の訴訟費用について請求を受けたことが認められる。

所得税の源泉徴収に係る取扱いとしては、国に対して、本来納付すべきものとされている手数料等に充てるものとして支払われたことが明らかなものについては、源泉徴収の対象とはされていない。

そうすると、当該請求書に基づく経費の支出において、源泉徴収を行っていないとする実施機関の説明に不合理な点は見当たらない。

したがって、実施機関が本件請求対象文書の不存在を理由として非公開とした決定は、妥当である。

2 異議申立人のその余の主張について

異議申立人のその余の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

| | |
|--|-----------|
| | 審 査 の 経 過 |
|--|-----------|

| | |
|----------------------------|-------------------------------------|
| 平成26年 5 月27日 | ・実施機関から諮問を受けた。 |
| 平成26年 6 月10日 | ・実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。 |
| 平成26年 6 月11日 | ・異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。 |
| 平成26年 7 月 1 日 | ・異議申立人から意見書を受領した。 |
| 平成26年 7 月17日 (第126回審査会) | ・諮問事案の審議を行った。 |
| 平成26年 8 月27日 (第127回審査会) | ・諮問事案の審議を行った。 ・実施機関から口頭意見陳述を受けた。 |
| 平成26年 9 月25日 (第128回審査会) | ・諮問事案の審議を行った。 |

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

| 役 職 名 | 氏 名 | 職 業 等 | 備 考 |
|-------|-------|------------------|------------|
| | 粟津 明博 | 朝日大学法学部教授 | |
| | 石川 晴代 | 元岐阜県商工会女性部連合会副会長 | |
| | 加藤 千鶴 | 弁護士 | H26.5.31まで |
| | 桑原 一男 | 行政書士 | |
| 会 長 | 森川 幸江 | 弁護士 | |
| | 和田 恵 | 弁護士 | H26.6.1から |

(五十音順)